

令和3年度 障がい者関係団体との意見交換会提出項目(第1分科会)

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項			
2 社会福祉法人 岩手県視覚障害者福祉協会					
3 岩手県肢体不自由児・者父母の会	1	コロナ禍におけるワクチン接種について	基礎疾患のある者となっている障がい者に対してどういう注意をして受けたいか、どこで受けたいか、かかりつけの医者がある場合はそこで、と思いますが、いない場合はどうしたらいいか、保健福祉障害福祉課としての助言があればよかったです。	新規	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
	2	自動車税の減免について	障がい者をかかえ、一人で生活を維持し、とびまわっている現状を精査し、減免の申請の制度を設けていただきたいと思います。	新規	税務課
	3	障害者支援施設について	息子が今までショートステイを利用させていただいたときは個室を利用させていただき、快適に過ごさせていただきましたが、親も高齢化して、入所を考えなくてはならなくなったとき現状では個室はなく、2人部屋、4人部屋が多く、家庭でも自室で過ごしていた状態から考えると、入所を考えたときのネックとなります。老人介護施設等でも個室化が多くなっています。利用料金等いろいろ問題点があるかと思いますが、考えていっていただきたいと思います。	新規	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
6 社会福祉法人 岩手県身体障害者福祉協会	1	県及び市町村における差別解消条例の制定について	本県では、障害のある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例が平成22年12月14日岩手県条例第59号で制定し、平成23年7月1日付で施行されている。その後、「障害者差別解消法」が平成28年4月1日に施行された。 当協会では、県条例の制定に加え、県内の各地域で暮らす障がい者が、住民の理解や協力を得て、共に暮らせる地域づくりをより推進するため、県内全ての市町村独自の条例制定に向けて、当協会各市町村協会より各行政に要請していきたく活動していく方針です。 つきましては、障害があってもなくても、だれもが分けへだてられず、お互いを尊重して、暮らし、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、だれもが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現のためにも、市町村へ協議に応じ取組みを要望していただきたい。	継続	障がい保健福祉課 障がい福祉担当

団体名	意見要望			回答	新規継続の別	担当室課	
	NO	事項	内容				
		2	身体障害者相談員制度について	身体障害者相談員制度については、本来、当事者によるピアサポートであり、在宅障害者の社会参加を推進するうえで大きな役割を果たしています。 また、中途障害者が増加している状況の中で、障害者を理解・受容し、社会参加を進めるうえで、障害当事者の相談員活動の意義はますます重要になると考えます。 地域格差がなく、障害当事者の目線に立った障害者の社会参加の一層の推進が図られるよう、相談支援事業所等と身体障害者相談員の連携を含め、身体障害者相談員制度の普及充実に向けた活動をより一層推進されるよう要望します。また、併せて、県内各市町村相談員には身体障害当事者を委嘱することを原則とし、相談活動に必要な経費予算を確保していただきたい。 未加入市町村名 宮古市・岩泉町・陸前高田市・釜石市4市町	身体障害者相談員に係る取組としては、毎年、広域振興局・保健福祉環境センターごとに身体障害者相談員研修会を開催しています。相談員のアンケート結果を翌年の研修内容に反映させ、障害福祉サービス事業所の講習会を同時開催し、事業所と相談員の情報交換の場を設けるなど、各振興局・センターにおいて工夫しています。 制度の普及充実に向けては、市町村と協力して身体障害者相談員制度の周知に努めてまいります。 なお、身体障害者相談員の委嘱や活動費の予算措置につきましては、市町村が実施しておりますので、いただいた要望を市町村に伝えてまいります。	継続	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
7	岩手県腎臓病の会	1	重度心身障害者医療費助成制度の継続について	県、市町村事業により子どもは医療費助成を受けておりますが、今後も現制度を継続し負担増や廃止などを行わないよう引き続き要望いたします。国や県の新型コロナ対策による財政出費が多く今後影響がないか心配です。	重度心身障がい者医療費助成は、市町村において実施しており、県は市町村が医療費助成を実施した場合に、その経費の1/2を補助しています。 現在、県内全ての市町村において、重度心身障がい者医療費助成を実施しており、市町村の判断により、県の基準を拡大して実施している場合があります。 市町村に対する県の補助制度については、現時点では変更の予定はありません。 【参考:県の基準】 ・対象者:身体障害者手帳1・2級、特別児童扶養手当1級、障害基礎年金1級、療育手帳A のいずれかに該当する方 ・所得制限:障害児福祉手当の所得制限+35万円 ・受給者負担:通院1,500円、入院5,000円(1か月当たりの限度額)	継続	健康国保課
		2	透析患者の災害対策について	①新型コロナ感染症が全国的に拡大し感染者が増加しております。そのような中、地震や豪雨など頻発しており、いつ大きな自然災害が発生するか分かりません。避難所における透析食等の常備食の配備及び福祉避難所での透析患者に対応できる人員を配置してください。 ②「岩手県災害時透析医療マニュアル(患者用)」がありますが、平成25年度から変わっていない。情報が古くなっているのではないかと。改定の予定はありますか。	避難所における物資の備蓄等については、市町村では内閣府が示している「福祉避難所の確保・運営ガイドライン(平成28年4月)」により、福祉避難所に指定した施設の管理者と連携して、物資・器材の備蓄や災害時の速やかな調達のための協定締結、医療機関との連携などの取組を進めているところです。 県では、市町村に対し、要配慮者の方々に必要な支援が行われるよう、福祉避難所の指定や環境整備について、会議や研修会等の機会を通じて、引き続き働きかけていきます。 「岩手県災害時透析医療マニュアル」については、岩手腎不全研究会、岩手県、透析関連企業が中心となり作成し、岩手腎不全研究会が発行したものです。マニュアルの改定につきましては、三者による再検討が必要と考えておりますので、改定について今後検討してまいります。	継続	復興くらし再建課
		3	県立病院の医療体制について	①依然、岩手県内の医師・看護師不足が問題となっておりますが、令和3年現在の医師・看護師確保の取組はどのようになっていますか。 ②県立病院での夜間透析は難しいのでしょうか。特に久慈地域は夜間透析を実施している施設がなく、働きながら透析をしている方が苦労している状況です。 ③県立病院での維持透析治療は透析施設の少ない岩手県では非常に重要と考えます。今後も各県立病院での透析治療を維持し(廃止や縮小がないよう)十分な治療が受けられるようお願いいたします。	①医師の確保については、令和2年3月に策定した「岩手県医師確保計画」に基づき、即戦力医師の招聘や、地域の状況を踏まえた奨学金養成医師の配置調整等の取組を進めています。看護職員の確保については、「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、進学セミナーや修学資金貸付制度による県内看護師等養成施設への入学者の割合を高めるとともに、関係機関や看護職員養成施設と連携しながら、県内就業者の増加に向けた取組を進めています。 ②③ 県立病院での夜間透析の実施については、医療従事者の確保等の課題があることから現状では困難な状況ですが、今後も医療従事者の確保等に取り組み、県立病院での透析治療の維持に努めていきます。	新規	医療政策室 医療局

団体名	意見要望			回答	新規継続の別	担当室課	
	NO	事項	内容				
	4	県民への慢性腎臓病対策について	慢性腎臓病に関わる県民向け普及啓発用資料の発行配布をいただいております。近年透析導入される患者の約半数が糖尿病の合併症である「糖尿病性腎症」であり、あわせて啓発活動を要望いたします。	県では、人工透析導入の主要原疾患である糖尿病性腎症対策を推進するため、平成29年度に岩手県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定し、市町村の取組支援を通じて、協力医療機関の体制構築や、重症化リスクの高い患者様等への啓発活動などを推進してきたところです。 また、今年度、新たに学識経験者及び医療関係者等からなる慢性腎臓病対策検討会を設置し、糖尿病性腎症重症化予防対策と連動した取組を強化していきます。	新規	健康国保課	
	5	臓器移植の推進と啓発について	県内の臓器移植件数が少なく、引き続き推進と啓発活動を強く要望します。件数を増やす具体的な対策は何かありますか。移植希望者(腎臓)の待機が長くあきらめる人や更新料(毎年)の負担も大きいのでよろしくお願ひしたい。	臓器移植に係る普及啓発について、県では、公益財団法人いわて愛の健康づくり財団と連携し、10月の臓器移植普及推進月間等を中心に、移植医療や臓器提供意思表示に関する普及啓発活動を行っているところです。また、臓器移植コーディネーターを同財団に委託設置しており、円滑に移植を実施するための臓器提供施設に対する巡回訪問指導、院内コーディネーターの養成を行っているほか、臓器提供発生時には、提供施設との連絡調整及び臓器提供者の家族への説明等を行うこととしております。 臓器移植件数を増やすためには、臓器移植に関する県民の理解のための普及啓発活動と、円滑に移植を実施するための医療機関等の支援が必要と考えており、引き続き関係機関と連携した普及啓発活動に努めていきます。	継続	健康国保課	
11	特定非営利活動法人岩手県中途失聴・難聴者協会	1	字幕について	岩手の情報番組(ハッピーサタデー、じゃじゃじゃTV等)に字幕を入れてほしい。地元なのに情報を得られる部分が少なくなるため。	事業者には、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例や障害者差別解消法により、障がいのある方への対応や情報提供等について、障がいの状況に応じた合理的配慮の提供が求められています。 県では、県民や事業者に対する条例や法律等の周知を通じて、聴覚障がい者への情報提供を含めた合理的配慮の普及を進めていきます。 また、岩手県立視聴覚障がい者情報センターにおいて、地元制作の番組に字幕を入れて貸出を行っています。今後も要望等を踏まえながら、字幕入りビデオ制作の継続、拡大に努めていきます。	新規	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
14	一般社団法人岩手県聴覚障害者協会	1	ふれあいランド岩手へのアクセスの改善	ふれあいランド岩手へのアクセスが悪い。バスの増便などアクセスの改善をして欲しい。	ふれあいランド岩手へのアクセスの改善に係る御意見につきましては、バス事業者に対して情報提供を行います。	新規	交通政策室
		2	手話通訳者の新型コロナウイルスワクチン優先接種	手話通訳者も公共サービスの業務として病人などへの手話通訳があり、新型コロナウイルスへの感染リスクが高い。エッセンシャルワーカーとして、優先的に接種できるような体制を整えて欲しい。(今後新型コロナウイルスと同様の事例があった場合に備え、体制を整えて欲しい。)	手話通訳者など意思疎通支援者については、その任務の内容から、早期の接種が必要と考えられますが、3回目接種については、現時点で国では、2回目接種終了から概ね8か月を終了した方から順次接種を行うことを基本としつつ、優先度に応じて接種間隔を6か月に前倒しするとの方針を示していることから、今後国から示される詳細な情報を踏まえ、必要な検討を行っていきます。 また、1・2回目の接種で実施された優先接種については、国が重症化リスクの大きさ等を踏まえ対象範囲を示してきたところですが、今後新たな予防接種が必要となる場合に備え、国において優先接種の対象範囲の考え方を示すよう求めていきます。	新規	医療政策室
		3	イベント等における手話通訳について	新型コロナウイルスにより県主催をはじめとし、様々なイベントなどがオンラインで実施されている。その際に手話通訳が付いている事例が県内ではない。一般に公開されているイベントなどにおいては、機会の平等を担保するため、必ず手話通訳を付けて欲しい。	県主催のイベントについては県の手話通訳者を派遣し、県主催以外のイベントについては主催者の依頼を受けて、視聴覚障がい者情報センターで実施している手話通訳者派遣事業において、通訳者を派遣しており、様々なイベントで手話通訳が行われるよう、広報活動等を通じて、更なる手話通訳の普及に努めていきます。	新規	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
		4	わんこ広報室(県政番組)の手話通訳について	今年4月から県政番組へ手話通訳が付いた形で放送されているが、現状では「手話通訳らしき」ものが付いている程度で、ろう者にはわからない。手話の監修などを外部に依頼するなどし、正確な情報伝達に努めて欲しい。	県政番組における手話通訳は、県所属のろうあ者相談員が、複数名で映像確認を行うことなどによって、分かりやすい番組作りに取り組んでいますが、耳の不自由な方々へより正確に情報が伝わるよう、引き続き努めていきます。	新規	広聴広報課

団体名	意見要望			回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項	内容			
15 岩手喉友会	1	発声訓練の活動事業について	新型コロナウイルス感染症のため、盛岡、奥州、釜石の3会場ともに参加者が少なくなりました。何とか増やそうとしています。その中でワクチンが普及してきましたが、まだ不安です。早く全員が完了することを祈っています。	県や市町村では、医療機関等の関係機関と調整のうえ、限られた医療資源を最大限活用し、円滑かつ迅速な接種に取り組んできたところであり、11月末時点で、12歳以上人口の約9割の方が2回の接種を終えたところです。 3回目接種については、1・2回目接種で培った課題や経験を踏まえ、接種を希望される方が円滑に接種を受けることができるよう、市町村や関係機関と調整のうえ、必要な接種体制を確保していきます。	新規	医療政策室
16 岩手盲ろう者友の会						
17 全国脊髄損傷者連合会 岩手県支部	1	県内の電気自動車の充電器の整備について	障がい者が運転する電気自動車に充電の際、有料道路及び道の駅等の充電施設を利用する際、段差やバーなどが障害となって利用できない施設が殆んどで、困っている。	施設の安全で安心な利用に向けて、いただいた御意見について各施設の管理者に情報提供します。	継続	道路建設課 道路環境課
	2	新型コロナウイルスワクチン接種の基礎疾患枠に脊髄損傷者を加えてほしい。	自治体によって脊髄損傷者を基礎疾患枠にいれている自治体といていない自治体があるので、岩手県から各自治体に基礎疾患枠に加えるよう周知徹底していただきたい。	重症化リスクが高いとされる方々については、国が示す優先接種の対象とならない方も含め、早期の接種が必要と考えられることから、県では、市町村に対し、地域の感染状況等を踏まえ、早期の接種を働きかけてきたところであり、一部の市町村では、優先接種を実施してきたほか、その他の市町村においても早期に接種可能な体制を確保し、接種の加速化に取り組んできたところです。 3回目接種については、現時点で国では、2回目接種終了から概ね8か月を終了した方から順次接種を行うことを基本としつつ、優先度に応じて接種間隔を6か月に前倒しするとの方針を示していることから、今後国から示される詳細な情報を踏まえ、必要な対応を検討していきます。	新規	医療政策室
	3	人にやさしい駐車場利用内容について	不正利用者が多々みられます。不正利用者を無くするよう、岩手県内のひとにやさしい駐車場のある施設に不正駐車をしない対応をするよう指導していただきたい。	ひとにやさしい駐車場の適切な利用について、ひとにやさしい駐車場利用証を表示していない車両が指定された駐車区画に駐車しないよう注意喚起文書を作成し、ひとにやさしい駐車場の管理者に適正な指導を行うよう協力を求めているところです。また、利用証を持つ方が指定された駐車区画を利用することができるよう、Twitterやラジオ等の広報媒体を活用し、ひとにやさしい駐車場の利用制度を広く周知し、県民の理解について醸成が図られるよう努めていきます。	新規	地域福祉課
18 公益社団法人日本オストミー協会岩手県支部	1	オストメイトの災害対策	①ストーマ装具公的備蓄について 市町村におけるストーマ装具備蓄の進捗状況を知りたい	令和3年10月に行った市町村への照会によると、用具の備蓄がある市町村は、滝沢市、雫石町、平泉町の3市町にとどまっています。 ストーマ装具については、種類やサイズが多種多様で、どの方にも適合する装具の備蓄が難しいことでもありますので、装具を必要な方御自身が避難所等に予め預ける方式である「預かり備蓄」について、市町村に周知し、備蓄を働きかけていきます。	継続	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
			②避難所への個人使用のストーマ装具預かりの推進取り組み依頼	避難所における物資の備蓄について、市町村では内閣府が示している「福祉避難所の確保・運営ガイドライン(平成28年4月)」により、福祉避難所に指定した施設の管理者と連携して、物資・器材の備蓄や災害時の速やかな調達のための協定締結、医療機関との連携などの取組を進めているところです。 県では、市町村に対し、要配慮者の方々に必要な支援が行われるよう、福祉避難所の指定や環境整備について、会議や研修会等の機会を通じて、引き続き働きかけていきます。	継続	復興くらし再建課

団体名	意見要望			回答	新規継続の別	担当室課	
	NO	事項	内容				
				ストーマ装具については、種類やサイズが多様で、どの方にも適合する装具の備蓄が難しいこともあり、装具を必要な方御自身が避難所等に予め預ける方式の「預かり備蓄」について、今後も毎年度開催している研修会等を通じて市町村に周知し、備蓄を働きかけていきます。		障がい保健福祉課 障がい福祉担当	
	2	社会適応訓練事業	①市町村より障害者手帳を受けているオストメイトへ「社会適応訓練事業」開催案内の送付をお願いしたい。 また、不可とあれば、何が障害になっているのか。 解決の手段を提案していただきたい。	事業の受託者である岩手県身体障害者福祉協会と連携し、当課から市町村に対して周知の協力を依頼してまいります。	継続	障がい保健福祉課 障がい福祉担当	
19	一般社団法人日本筋ジストロフィー協会岩手県支部	1	重度心身障がい者医療費助成について	重度心身障がい者医療費助成について、後から払い戻しを受ける償還払いではなく、病院窓口で自己負担分だけ支払う現物給付にしてほしい。最終的に自己負担分を除いた医療費が戻ってくるのであれば、はじめから自己負担分だけ支払う方が障がい者の経済的負担は少なく、また給付申請書の提出もなくなり効率的だと考える。すでに県内では中学生以下の子どもの医療費助成は現物給付になっているため、重度心身障がい者も同様にしてほしい。	現物給付の対象を拡大した場合、新たに国民健康保険の国庫負担金等に約8億円の減額調整措置(ペナルティ)が発生すること等の課題があり、厳しい国民健康保険の財政をさらに圧迫することになるため、市町村の意向を十分に踏まえて慎重に検討する必要があると考えています。 なお、県においては、県の政府予算提言・要望や全国知事会要望などにおいて、減額調整措置の廃止について国に要望しているところです。	新規	健康国保課
23	一般社団法人岩手県難病・疾病団体連絡協議会	1	岩手県として難病手帳を発行し、難病患者の支援をお願いします。	難病患者の容態は、軽重の繰り返しで変化があります。また、難病は主に内部障がいのため、外見上生活障がいが見えにくい状態にあります。 難病手帳所持により難病患者の社会参加が広がります。身体障がい者手帳に相当する難病手帳の発行をお願いします。それにより難病患者の就労や社会参加がひろがります。	今年7月、国の専門委員会がとりまとめた「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」では、医療費助成の申請をしない患者についても、データを登録することができる仕組みを設け、その対象者は指定難病の患者のうち認定基準を満たさない者とし、データを登録した場合には、「登録者証」(仮称)を発行することが適当とされました。また、「登録者証」(仮称)には、地域で利用できるサービスの情報を記載するほか、医師の診断書に代わるものとして取り扱うことができるよう、関係者に働きかけるとされたところです。 県としては、国で検討が進められている「登録者証」(仮称)の動向を注視したいと考えています。	継続	健康国保課
		2	災害時において難病患者の医療ケアができる福祉避難所の整備をお願いします。	災害時に難病患者が利用できる福祉避難所の設置と整備について、各自治体で設置している福祉避難所を市民県民に広く啓発するよう、ご指導をお願いします。水、酸素、車いすトイレ、医薬品、食材等地域に合わせた備蓄の強化もお願いします。	福祉避難所につきましては、令和3年5月に内閣府令が改正され、新たに指定福祉避難所の区分が設けられたところです。同避難所は、受け入れ対象者を予め明示の上、公示、指定することとされており、県では各市町村に対し、その内容の周知を行い、避難行動要支援者の円滑な避難の取組を支援しているところです。 また、避難所の物資の備蓄につきましては、内閣府が示している「福祉避難所の確保・運営ガイドライン(平成28年4月)」により、市町村において福祉避難所に指定した施設の管理者と連携して、物資・器材の備蓄や災害時の速やかな調達のための協定締結、医療機関との連携などの取組が進められているところです。 県では、市町村に対し、要配慮者の方々に必要な支援が行われるよう、福祉避難所の指定や環境整備について、会議や研修会等の機会を通じて、引き続き働きかけていきます。	継続	復興くらし再建課
24	岩手中途失明者の会	1	ふれあいランド岩手について	8月15日から「ふれあいランド岩手」が閉鎖になりました。早期の再開をお願いします。	ふれあいランドは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による「岩手県緊急事態宣言」が出されたことにより、長期間閉鎖しておりましたが、感染状況が落ち着き、緊急事態宣言が9月16日に解除されたことから、翌日から再開しております。 利用者の方々には御不便をおかけいたしました。今後も安心して御利用いただくことができるよう運営してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。	新規	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
		2	ふれあいランド岩手へのアクセスについて	「ふれあいランド岩手」の往復にバスを利用しています。バスが「ふれあいランド岩手」の敷地から道路に出るときは激しく揺れます。座席から転びそうになります。改善をお願いします。	ふれあいランドの敷地と道路の間に段差があり、バス等の車両が通行する際に揺れが生じることを確認いたしました。 段差の解消には道路の改修が必要であり、道路は市道であることから、所管する盛岡市の道路管理課に情報提供を行うとともに、車両の運行に注意していただくため、敷地の出口付近に「段差注意」の表示を設置いたしました。	新規	障がい保健福祉課 障がい福祉担当

団体名	意見要望			回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項	内容			
	3	災害時の避難について	大災害の時、一時避難所に体育館などがあてられますが、重度障がい者には大変苦痛です。宿泊施設(ホテルなど)を利用できないでしょうか。	高齢者、障がい者等、要配慮者の方々を対象とした福祉避難所につきましては、内閣府が示している「福祉避難所の確保・運営ガイドライン(平成28年4月)」等を踏まえ、市町村において社会福祉施設等と調整、協議により確保の取組を進めているところです。 同ガイドラインでは、社会福祉施設や特別支援学校、ホテル・旅館等、ニーズに応じた支援を行うことができる施設等も含めて柔軟に検討する、とされているところであり、県では、市町村に対し、要配慮者の方々に必要な支援が行われるよう、福祉避難所の指定や環境整備について、会議や研修会等の機会を通じて、必要な福祉避難所の確保について、引き続き働きかけていきます。	新規	復興くらし再建課
25	日本ALS協会 岩手県支部	1 ヘルパーの医療的ケア資格取得を事業所が積極的に取り組めるよう、助成金等の援助	ヘルパーが医療的ケアを患者に行うためには、1号・2号・3号などの研修を受け資格取得が必須となりますが、それには多くの時間と費用が必要になります。介護事業所は、ヘルパーの資格取得のために、研修費用・研修時間をどうにか捻出しませんが、採算が合わないため、医療的ケアに積極的に踏み出せないのが現状です。患者は喀痰吸引・胃ろうなどの医療的ケアを取得したヘルパーを確保することも、新たに資格を取得してもらうことも難しくなっています。患者家族が病気で介護ができない日もあります。医療的ケアの資格を取得したヘルパーを確保することで在宅介護が可能になるといっても過言ではありません。医療的ケア資格をヘルパーが取得できるような事業所への援助をお願いいたします。	喀痰吸引等研修(第3号研修)は、他の研修と比して、より高度な専門性を有する講師を要する研修であると認識しておりますが、一定の研修回数を確保するといった観点から、要件を満たす事業所を登録研修機関として指定し実施しているところです。 研修費用の助成については、当課ホームページにおいて厚生労働省の人材開発支援助成金の御案内をしておりますので、事業所において御活用ください。	継続	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
		2 停電時の人工呼吸器の電源確保のための援助	停電時には、人工呼吸器・酸素濃縮器・喀痰吸引器・パルスオキシメーター・電動ベット・エアーマットなど、これらすべてがストップします。患者も患者家族も停電することがとても不安です。内臓バッテリーがあるもの、無いもの様々ですが、いずれにしても長時間の電源は確保できません。これら全てが患者の命を支えるための機器です。呼吸はもちろんのこと、エアーマットの使用ができなければ、短時間で褥瘡となります。災害時などは病院への搬送も困難となります。停電に備えて、発電機・ポータブル電源・専用バッテリーの貸与・購入費用の助成を是非お願いいたします。	県では、保護者からの要望や令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症アンケート調査の結果を踏まえ、災害時における医療機器等の電源の確保が喫緊の課題であるとの認識の下、医療的ケア児等非常用発電設備購入補助事業を創設し、災害時等に、医療的ケアが必要な障がいがある方とその家族等に非常用発電機等の貸出を行う市町村に対して購入費用の補助を実施しました。 具体的な貸与につきましては、お住まいの市町村にお問い合わせいただくようお願いいたします。	新規	障がい保健福祉課 療育担当
27	CILもりおか	1 車いすのステッカーについて	新車を購入した時に、何年か前まではメーカーさんから車いすのステッカーをいただいていたのですが、2年前からもらえなくなりました。ホームセンターではマグネットタイプしか売ってないので、シールのステッカーが手に入りづらくなりました。 駐車場には「ひとにやさしい駐車場」のプレートを使用していますが、車いすで乗車したまま走行していても、後ろから車が来てもわかるようにしておきたいです。そのためにステッカーが必要になります。 車いすステッカーは、車の外側に付けて走行するのでマグネットだとすぐに取り除けるため、シールタイプが適切です。 盛岡地方振興局に車の申請に行ったときに、車いすステッカーを売っていただけたら助かります。	車いすマーク(国際シンボルマーク)は、障がいのある方が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークです。県では直接取り扱っていませんので、マークの使用管理を行う日本障害者リハビリテーション協会にお問合せください。 車に表示するマークには、肢体不自由者であることを理由に免許に条件を付されている方を対象とした身体障害者標識(四つ葉マーク)等がありますので、県ではこうした援助や配慮が必要な方の様々なマークについて、県民の理解が進むよう周知に努めていきます。	新規	障がい保健福祉課 障がい福祉担当

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課	
	NO	事項				内容
	2	賃貸アパートマンションについて	<p>重度障害者が民間アパートに住みたいと思って不動産会社に出向いても、障害者が住むと言うと仲介を通して、大家さんに断られます。バリアフリーを謳っている物件でありながらも、大家さんに断られることもあります。「家賃は、年金と手当てで支払うので滞納は絶対ない。介護者が入るから火や水のトラブルは絶対ない」と説明しても、大家さんに断られまくります。</p> <p>市営住宅は近年建て替えが進み、重度障害者にとって、大変有難く、選択肢が広がって来ています。本当にありがたいです。ただ、市営住宅がある箇所は限られており、バスの便が悪かったりします。交通手段が充実して欲しいです。また、市営住宅の車イス専用の部屋は限られており、住めるかどうかは偶然と運次第だったりします。公営住宅が充実して欲しい事と、民間の賃貸アパートマンションでも、重度障害者だというだけで断らないように、県としても広報して頂きたいです。</p>	<p>障がいをお持ちの方が、民間賃貸住宅に入居しようとする場合に、障がいを理由として入居を拒まれる場合があることは認識しているところです。</p> <p>こうした状況を踏まえて、障がいをお持ちの方を始めとした住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅である「セーフティネット住宅」の登録制度が、平成29年度から開始・運用されています。</p> <p>県内では、令和3年10月6日時点で7,626戸が登録されており、専用WEBサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」で検索することができます。</p> <p>また、県内の行政及び関係機関・団体で構成する岩手県居住支援協議会では、住まいの相談窓口を設けており、住宅に関する困りごとの相談に無料で応じています(電話:019-623-4414、事務局:一般財団法人岩手県建築住宅センター)。</p> <p>このほか、県が指定する居住支援法人では、住まい探しの相談や不動産業者への同行、契約手続きへの立ち合いなどの入居前サポートや、入居中・退去時のサポートを行っています。</p> <p>居住支援法人の活動概要や連絡先については、県HPに掲載していますので、積極的にご活用くださるようお願いいたします。</p> <p>県営住宅につきましては、改善事業によりバリアフリー化を推進するとともに、数に限りがありますが車いす対応住戸を準備しています。</p> <p>入居者の募集に関しては、年5回の定期募集のほか、一部の県営アパートでは常時募集をしています。</p> <p>お問合わせは、指定管理者である一般財団法人岩手県住宅センターまでお願いします。</p>	新規	建築住宅課